

## 大陸棚の延長に向けた今後の取組方針

平成 26 年 7 月 4 日  
総合海洋政策本部決定

1. 四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域については、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
2. 小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国との間における必要な調整に着手し、当該調整を終了後、法第 2 条第 2 号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
3. 九州・パラオ海嶺南部海域については、「大陸棚の限界に関する委員会」により早期に勧告が行われるよう努力を継続する。